

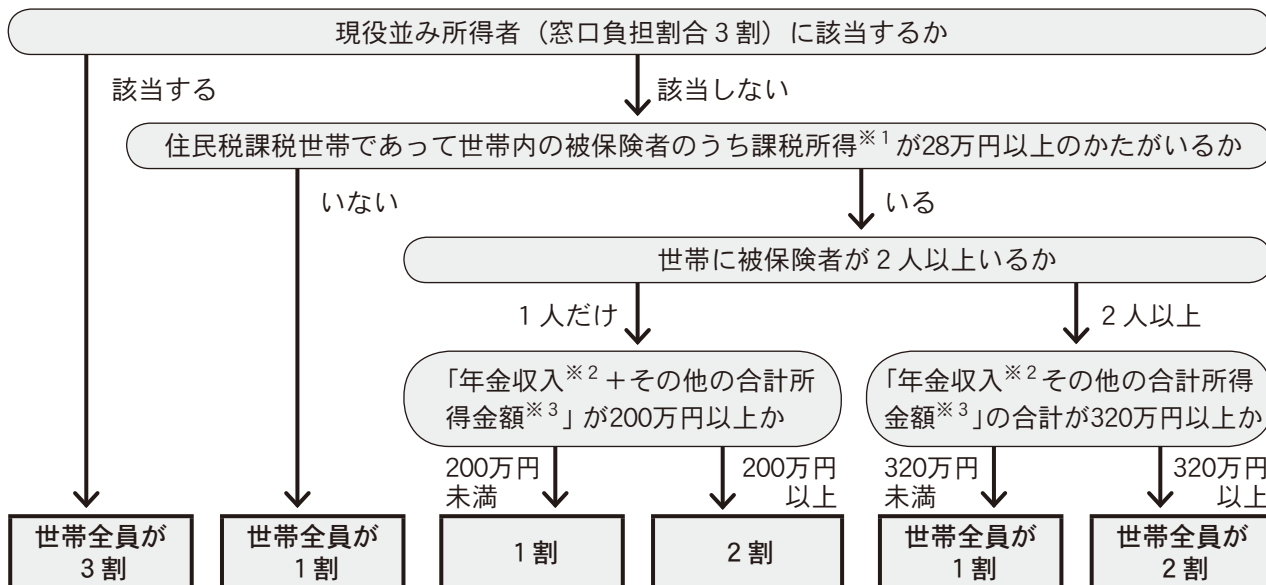
後期高齢者医療制度のお知らせ

■一定以上の所得のあるかたは、医療費の窓口負担割合が変わります。(2割負担の導入)

10月1日から、一定以上の所得のあるかたは、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

■窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します。

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療制度の被保険者の課税所得^{※1}や年金収入^{※2}をもとに、世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに、8月頃から判定が可能となり、9月中に被保険者証を送付します。)



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
 ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※3 「その他の合計所得金額」とは、年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

■窓口負担割合が2割となるかたには、負担を抑える配慮措置があります。

- 10月1日の施行後3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となるかたについて、窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）
- 配慮措置の適用で払い戻しとなるかたは、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。（2割負担となるかたで高額療養費の口座が登録されていないかたには、後日、申請書を送付します。）

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し額 (③-④)	2,000円

配慮措置
 1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため、差額を払い戻します。